

銚田市立大洋中学校 いじめ防止基本方針及び組織

令和8年4月1日改定

1. 基本的な考え方

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

本校では、生徒がいじめによる深刻な影響を受けることを最小限に抑え、その心身の健全な成長および人格の形成を守ることをいじめ防止基本方針策定の目的とする。学校全体でいじめの未然防止、早期発見・早期対応を推進し、いじめのない学校づくりを着実に進める。

(2) 基本理念

いじめは許されない行為である

いじめは生徒の尊厳を傷つけ、教育を受ける権利を侵害する行為であり、断じて許されるものではない。

学校、家庭、地域の協力が不可欠である

いじめ防止のためには、学校だけでなく、家庭や地域社会と連携し、生徒を見守る体制を構築することが重要である。

被害生徒の支援と再発防止を最優先とする

いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう、心のケアや学習支援を行うとともに、再発防止のための具体的な対策を講じる。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第2条第1項

この法的定義を踏まえ、本校では以下のような行為をいじめと認識し、防止・対策を講じる。

- **言葉によるいじめ** : 悪口、侮辱、嫌なあだ名、脅迫等
- **仲間外れや無視** : 特定の生徒を孤立させる、話しかけない等
- **身体的いじめ** : 叩く、蹴る、押す、物を投げつける等
- **金品に関するいじめ** : 金品の強要、隠す、壊す、捨てる等
- **ネットいじめ** : SNSや掲示板での誹謗中傷、画像や情報の流布、なりすまし行為等
- **強要や恐喝** : 嫌がることを無理にさせる、金品を奪う等
- **性的いじめ** : わいせつな言動や身体接触、不適切な画像の拡散等

【いじめの定義のポイント】

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。

(4) 基本目標

◎安全な学習環境の確保

すべての生徒が安心して学び、成長できる学校環境を整える。

◎いじめの未然防止

生徒が互いを尊重し、支え合う風土を醸成することで、いじめの発生を防ぐ。

◎早期発見・迅速な対応

いじめの兆候をいち早く察知し、適切かつ迅速に対応することで深刻化を防ぐ。

◎被害生徒の保護と支援

いじめを受けた生徒に対し、心理的・身体的なケアを行い、学校生活への適応を支援する。

◎加害生徒への指導と更生支援

いじめを行った生徒に対しては、行為の重大性を理解させ、適切な指導を行いながら更生を促す。

◎学校・家庭・地域社会との連携

いじめ問題に対処するため、保護者や関係機関と協力し、包括的な支援体制を構築する。

2. 未然防止

(1) 生徒や学級の様子を知るためには

・定期的なアンケート調査

生徒の心理的な変化や対人関係の状況を把握するため、定期的にアンケートを実施し、いじめの兆候を早期に察知する。

○保護者へのアンケート調査 7月、12月、3月

○生徒へのアンケート調査 毎月 ※学校にて

・校内オンライン相談窓口の設置

○生徒が適時SOSを出せる環境を整備する。※令和7年度HPを活用し設置済

・Q-Uテストの実施

○年2回Q-Uテストを実施し、いじめの発生・深刻化の要因やいじめを受けている生徒の発見に活用する。特に非承認群、侵害行為認知群、学校生活不満足群、要支援群の生徒については「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、適切な対応を行う。

・情報共有の促進

○学級担任や養護教諭、生徒指導担当者が定期的に情報を共有し、気になる生徒への適切な支援を検討する。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う関係づくりのためには

・互いの良さを認める環境づくり

生徒が互いの個性や価値を尊重し合えるよう、学級活動や授業の中で協力の機会を増やす。

・協力と助け合いの意識を育む

学校行事やグループ活動を通じて、協調性やチームワークの大切さを学ぶ機会を提供する。

・いじめを許さない文化の醸成

いじめを防ぐための話し合いや啓発活動を行い、誰もが安心して過ごせる学校環境を整える。

(3) 自己肯定感を高める教育活動

・自分の良さを認識する機会の提供

生徒が自分の長所や得意なことを見つけ、自信をもてるような教育活動を行う。

・個性を尊重する教育の推進

多様な価値観を受け入れ、自分らしさを大切にする考え方を育む。

・成功体験を積み重ねる環境の整備

小さな成功を積み重ねることで自己肯定感を高め、自らの成長を実感できる学習環境を整える。

(4) 人権尊重の精神を養い、豊かな心を育てるためには

・自分の良さを認識する機会の提供

生徒が自分の長所や得意なことを見つけ、自信をもてるような教育活動を行う。

・個性を尊重する教育の推進

多様な価値観を受け入れ、自分らしさを大切にする考え方を育む。

・成功体験を積み重ねる環境の整備

小さな成功を積み重ねることで自己肯定感を高め、自らの成長を実感できる学習環境を整える。

3. 早期発見

(1) 教職員の共感的な理解を高めるためには

・生徒の気持ちを尊重する姿勢を持つ

教職員が生徒の気持ちに寄り添い、安心して相談できる環境を作る。

・いじめの兆候に敏感になる

生徒の些細な変化にも注意を払い、普段と違う様子がないか観察する。

・研修や事例学習を通じた意識向上

教職員がいじめの深刻さや適切な対応方法を理解するため、研修や情報共有を行う。

(2) いじめ発見のきっかけ

・生徒の様子の変化に気付く

急に元気がなくなったり、登校を渋るようになったりするなど、行動の変化を見逃さない。本校では毎月学校生活アンケートを実施する。 ※年に3回学級担任による生徒からの調査を実施

・友人関係の変化を観察する

以前は仲が良かった友人と距離を置くようになったり、突然無視されるようになったりする場合は注意が必要。

・持ち物や服装の変化を確認する

所持品が頻繁に紛失・破損したり、服が汚れていたりする場合、いじめを受けている可能性がある。

・教職員への相談や保護者の声を活用する

生徒本人やその保護者、周囲の友人からの訴えや相談を真摯に受け止める。

・アンケートや教育相談を活用する

定期的なアンケートや個別の教育相談を実施し、生徒が直接訴えやすい環境を整える。

(3) いじめの様態

- 隠れた形で行われることが多い

いじめは表面化しにくく、陰で行われることが多いため、発見が困難になる。

- 被害生徒が訴えにくい

いじめを受けている生徒は、報復を恐れたり、周囲に迷惑をかけたくないと考えたりして、相談を躊躇することがある。

- 周囲が気づきにくい

いじめが巧妙に行われたり、加害者が「冗談」「遊び」と装うことで、教師や保護者が気づきにくくなる。

- ネットいじめの特性

オンライン上でのいじめは証拠が消されることが多く、被害が拡散しやすいため、発見と対応が遅れやすい。

- 友人や周囲の沈黙

いじめを見た生徒も、関わることへの不安や恐れから、見て見ぬふりをしてしまう場合がある。

4. 早期対応

(1) 早期対応の基本姿勢

・いじめ被害者の安全確保を最優先とする

いじめの被害を受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう、速やかに適切な措置を講じる。

・迅速な事実確認を行う

いじめを発見した際には、関係者への聞き取りを実施し、事実関係を正確に把握する。

・関係者全員が共通理解を持つ

教職員、生徒、保護者が対応方針を共有し、一貫した対応を行う。

・被害生徒と加害生徒への適切な支援を行う

被害生徒には心のケアや学習支援を、加害生徒には指導や更生支援を行う。

・継続的な見守りを実施し、再発防止を徹底する

いじめの解決後も定期的なフォローを行い、再発防止に努める。

(2) いじめが起きた時の対応

・迅速な状況把握と初期対応

いじめが発生した場合、速やかに事実確認を行い、被害生徒の安全を確保する。

・関係者への適切な聞き取りと対応

被害生徒、加害生徒、目撃者などから丁寧に話を聞き、客観的な視点で状況を把握する。

・被害生徒の支援と保護

被害生徒に対して心のケアを行い、安心して学校生活を送れるよう配慮する。

・加害生徒への指導と対応

いじめ行為の重大性を理解させ、反省を促すとともに、必要に応じて専門的な指導を行う。

・保護者との連携

被害生徒・加害生徒双方の保護者に適切な説明を行い、協力して対応にあたる。

・再発防止策の実施と継続的な見守り

いじめが再発しないよう具体的な防止策を講じ、必要に応じて継続的なフォローを行う。

(3) 相談しやすい環境をつくるためには（相談体制の整備 法16条3項）

- ・教職員は日頃から生徒との信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・相談窓口を明確にし、保護者・地域社会とも連携を図る。
- ・匿名で相談できる仕組みを導入し、安心して報告できる環境を整備する。
- ・スクールカウンセラー・市適応指導教室「すずらんルーム」相談員の相談活用、スクールカウンセラーによる校内研修を実施する。

※相談窓口の周知を徹底する。

(参考)

- 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省） TEL0120-0-78310（なやみ言おう）
- いじめ・体罰解消サポートセンター（鹿行教育事務所） TEL0291-33-6317
（月・水 9:00～16:30 火・木・金 9:00～18:30）
- いじめをなくそう！ネット目安箱 アドレス rokkoijimekaisho@edu.pret.ibaraki.jp
- 子どもホットライン TEL 029-221-8181
- 茨城いのちの電話 TEL 029-350-1000

5. ネット上のいじめへの対応 【茨城県いじめの根絶を目指す条例第18条】

(1) ネット上のいじめとは

ネット上のいじめとは、SNSやインターネットを通じて行われる誹謗中傷、プライバシーの侵害、なりすまし、脅迫、個人情報の流出などを指す。これには、以下の行為が含まれる。

- ⇒SNSや掲示板における悪口や中傷
- ⇒侮辱的な画像・動画の投稿や拡散
- ⇒なりすましによる不適切な投稿
- ⇒個人情報の無断掲載
- ⇒特定の生徒をターゲットにしたネット上での攻撃

(2) 未然防止のために（茨城県いじめの根絶を目指す条例）

・情報モラル教育の強化

生徒がインターネットやSNSを適切に利用できるよう、情報モラル教育を継続的に実施する。ケータイ会社等の指導員による安全教室やスクールサポーターによる非行防止の講演（生徒対象）

・ネットいじめの危険性の周知

ネット上の書き込みが他者に与える影響や、ネットいじめの加害者・被害者にならないための行動指針を指導する。

・家庭との連携による指導

保護者向けの研修会や通信などを活用し、家庭でも適切なネット利用について話し合う機会を設ける。特に、フィルタリングの啓発、ケータイを持つ時のルール作りの呼びかけを実施。

・学校内のルール整備

SNSやオンラインゲームの利用に関する学校独自のルールを作成し、生徒と保護者に周知徹底する

・相談体制の強化

ネットいじめに関する相談窓口を明確にし、生徒が匿名でも相談できる体制を整備する。

③ 早期発見の観点から

・SNSやインターネットの使用状況を把握する

生徒がどのようなオンライン活動をしているか把握し、適切な指導を行う。

・ネットいじめに関する定期的なアンケート調査を実施する

オンライン上でのトラブルや被害経験を把握するため、定期的なアンケートを行う。

・生徒が相談しやすい環境を整える

ネットいじめに関する相談窓口を明確にし、匿名での相談も受け付ける。

・教職員の研修を実施し、ネットいじめの兆候を見逃さないようにする

ネットいじめの特徴や兆候を理解し、早期発見・対応ができるよう研修を行う。

・保護者と連携し、ネットの使い方や危険性について共通理解を持つ

家庭でも適切なインターネット利用を促せるよう、保護者向けの情報提供および、フィルタリングの啓発とスマホを持つ時のルール作りの呼びかけを行う。

(4) 早期対応について

・いじめの事実確認を迅速に行う

生徒や保護者からの申し立てがあった場合、速やかに関係者への聞き取りや証拠の収集を行う。

・被害生徒の心のケアと安全確保を最優先とする

いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるよう、適切な支援と環境調整を行う。

・加害生徒への適切な指導と対応

いじめの重大性を理解させ、再発防止に向けた指導を行うとともに、必要に応じて専門機関と連携する。

・インターネット上の問題行動に関する証拠保全と通報の対応

誹謗中傷の書き込みや不適切な投稿が行われた場合は、証拠を確保し、必要に応じて関係機関と連携する。

・警察や関係機関との連携

いじめが犯罪行為に該当する場合は、速やかに警察や関係機関に相談し、適切な対応を取る。

児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、被害の拡大を防ぐため直ちに所轄警察署に通報する

(5) SNS上の暴力行為等の動画の投稿・拡散を受けたこどもの暴力行為・いじめに係る緊急対応について（令和8年1月16日いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議より） ※R8追加内容

- 動画の投稿・拡散 ⇒ ①学校において、犯罪行為にも該当し得る暴力行為・いじめが発生し、それが見過ごされているのではないか
②誹謗中傷など新たな人権侵害を生むおそれ

子どもが安全・安心に過ごすことができる環境の整備

※緊急対応以降は常時実施

①暴力行為が見過ごされているのではないかと緊急確認

- ・児童生徒へのアンケート調査 ・1人1台端末を活用した心の健康観察
- ・担任やスクールカウンセラー等による面談の実施

②暴力行為・いじめを許容せず、これらを受けた・目撃したこどもが声を上げられる環境の整備

- ・暴力行為・いじめは決して許されないものであり、犯罪行為に該当しうることを改めて児童生徒に指導する。
- ・学校として断固たる姿勢で対応することを明言し、警察等と連携した対応をためらわないことを学校の方針として明確にする。
- ・各省庁が整備する相談窓口を一覧化、学校を通じて、こどもや保護者に周知する。

事案発生時の早期対応

③確認された暴力行為・いじめ事案への適切な対応

（被害児童生徒の安全確保・加害児童生徒への毅然とした対応）

- ・投稿・拡散の有無に関わらず、暴力行為・いじめが明らかになった場合は、被害児童生徒の安全確保を最優先に、心身のケアを直ちに実施し、安全・安心な学習環境を確保する。
- ・警察等の関係機関と連携して対応するとともに、学校教育法に基づく懲戒や出席停止等の措置を含め、毅然とした対応をとる。

④暴力行為・いじめが動画によって明らかになった場合の迅速な事実確認

- ・学校・教育委員会等において、警察等とも連携しつつ、速やかに事実関係を確認するとともに組織的に対応する。

SNS等における人権侵害等への対処

※以下は『関係機関の対応』参考資料

⑤人権侵害につながりかねない動画や誹謗中傷が登校・拡散された場合の削除要請等の手段の周知や関係機関等の連携強化

- 総務省や法務省関係省庁において改めて普及啓発を図るとともに、教育委員会等を通じて、学校や保護者に周知する。
- 事案発生時に学校が速やかに関係機関と連携がとれるよう、文部科学省等が緊急時に備えて相談・通報窓口を整理し、各教育委員会等に通知する。
(学校は通知された内容により、速やかに連携できるよう体制を整える)
- 総務省は、プラットフォーム事業者に対して、各事業者の利用規約に則った削除等の対応を迅速に行うよう協力要請する。

⑥情報モラル教育の実施や広報啓発活動の推進

- 関係省庁の連携（子ども家庭庁 文部科学省 総務省 法務省）

⑦悪質な書き込みは刑罰（名誉毀損罪・侮辱罪等）の対象となりうることについての周知・啓発

- 事例とともに、子どもを含め、広く国民一般に周知・啓発を行う。

(警察庁 法務省 総務省)

6. いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) いじめ対策委員会の設置について

・いじめ対策委員会の設置

いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を目的として、学校内に「いじめ対策委員会」を設置する。

・委員会のメンバー構成

校長を委員長とし、教頭、教務、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを含むメンバーで構成する。

・役割と機能

いじめの実態調査、対応方針の決定、関係者との連携、必要に応じた外部機関との協力を行う。

・定期的な会議の実施

いじめの防止策や対応状況について定期的に話し合い、改善策を検討する。

・情報共有と記録の管理

いじめ事案に関する情報を適切に記録・管理し、必要に応じて関係者と共有することで、迅速かつ適切な対応を行う。

(2) 年間を通したいじめ防止・早期対応指導計画について

・年間計画の策定と実施

いじめ防止・早期対応のために、学校全体で実施する取り組みを年間計画として策定し、継続的に実施する。

・定期的ないじめ防止教育の実施

学級活動や道徳の時間を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する教育を定期的に行う。

・教職員の研修と情報共有

いじめの兆候の見つけ方や対応方法に関する研修を定期的の実施し、教職員間で情報を共有する。

・生徒や保護者への啓発活動

いじめを防ぐための意識啓発を目的とした講演会やワークショップを開催し、家庭とも連携を図る。

・学校いじめ対策委員会による進捗確認

計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を行いながら、効果的な取り組みを推進する。

7. いじめがおこった場合の組織的対応の流れ

(1) 学校全体の取組

- 全教職員の共通理解と協力

いじめ防止基本方針に基づき、すべての教職員が連携し、組織的に対応する。「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、
当該学級担任、特別支援コーディネータ

※校長が必要と認める者

SC・SSC・市適応指導教室相談員・市子ども家庭課相談員

- いじめ防止対策委員会を中心とした対応

いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応のため、委員会が主体となって対応を進める。

- 被害生徒の安全確保と支援

いじめを受けた生徒の心身のケアを最優先に考え、安心できる環境を整える。

- 加害生徒への適切な指導

いじめを行った生徒に対し、責任を自覚させる指導を行い、再発防止を図る。

- 関係機関との連携強化

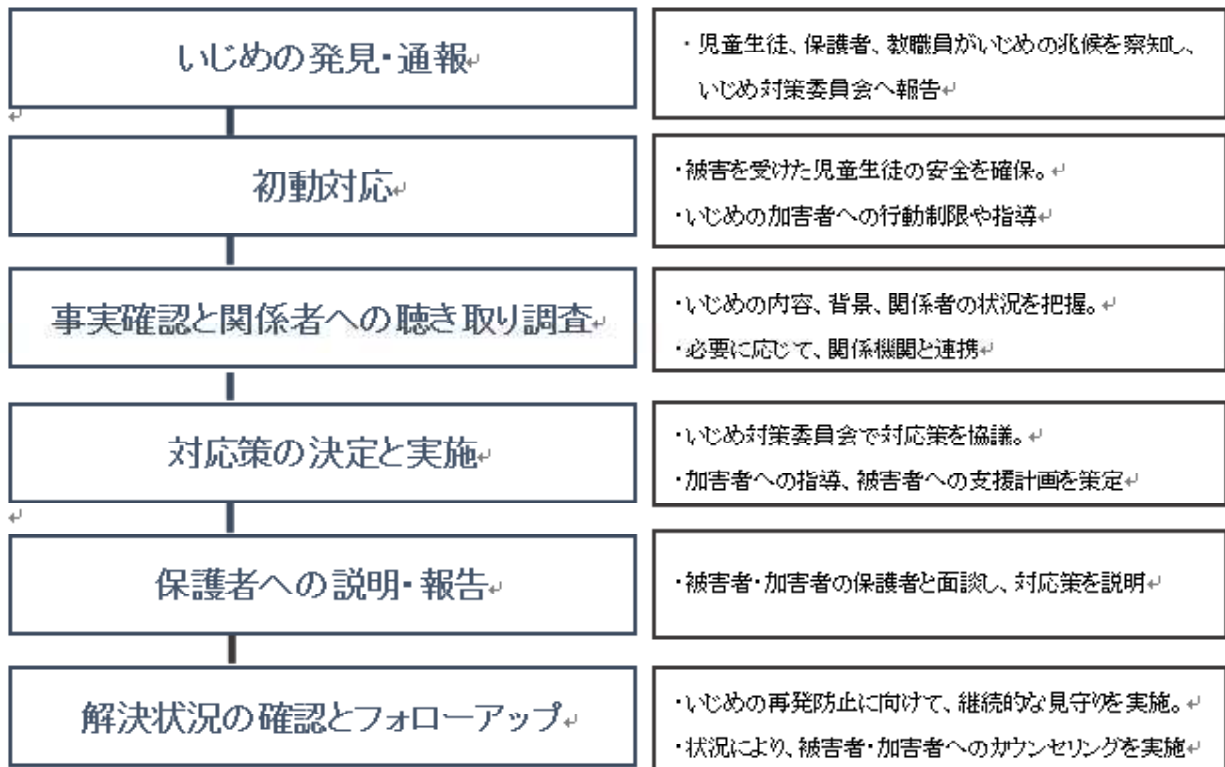
必要に応じて、市教育委員会や警察、児童相談所、スクールカウンセラーなどの関係機関と協力し、対応を進める。

(2) いじめの認知から解決・再発防止までの流れ（フローチャート）

◎【学校生活アンケート】からの本人や周囲からの訴えによる「いじめの認知」について
 担任 → ① 生徒指導主事へ連絡 → 同時に ③管理職へ報告
 ← ② 聞き取り開始指示

→④担任の情報を得て ※「いじめ防止対策委員会」を開催
 生徒指導主事から案件について説明 → いじめの認知 → 早期解決を図る

※本校の「いじめ防止対策委員会」は毎週月曜日開催の運営委員会に兼ねる
 ※緊急の場合は早急に「いじめ防止対策委員会」を開催する。



(3) 解決が困難な事案の場合の連携

・市教育委員会との連携

いじめの解決が難しい場合、市教育委員会に報告し、助言や指導を受けながら対応策を検討する。

・関係機関との連携

児童相談所、スクールカウンセラー、福祉機関、警察などの専門機関と連携し、適切な支援体制を構築する。

・第三者委員会の活用

いじめ問題が複雑で公正な判断が求められる場合、第三者委員会を設置し、中立的な立場から調査・提言を行う。

- ・法的対応の検討

いじめが犯罪行為に該当する可能性がある場合、警察や法務局と連携し、適切な措置を講じる。

- ・被害生徒と保護者への支援

精神的負担を軽減するため、スクールカウンセラーや心理専門家によるカウンセリングを実施し、学校復帰や転校なども含めた支援策を検討する。

8. 市教育委員会、警察署等の関係機関との連携

(1) 市教育委員会との連携

- ・市教育委員会への定期報告

学校はいじめの状況や対応策について、定期的に市教育委員会へ報告し、助言を受ける。

- ・重大事態の発生時の迅速な報告

重大事態が発生した際は、速やかに市教育委員会に報告し、調査や支援を要請する。

- ・指導・支援の要請

いじめ対応が困難な場合や専門的な助言が必要な場合、市教育委員会に指導や支援を求める。

- ・研修・指導の提供

教職員のいじめ防止・対応能力向上のため、市教育委員会が主催する研修に積極的に参加する。

- ・関係機関との橋渡し

市教育委員会を通じて、児童相談所や福祉機関など関係機関と連携し、支援体制を強化する。

(2) 出席停止・転学措置について

- ・いじめが深刻化し、被害生徒の安全が確保できない場合は、市教育委員会の指導のもと、出席停止や転学措置を検討する。

(3) 警察との連携

- ・犯罪行為に該当する場合の通報

いじめが暴行、恐喝、脅迫、強要、ネットいじめ（誹謗中傷・プライバシー侵害）などの犯罪行為に該当すると判断される場合、速やかに警察へ通報・相談する。

- ・学校・警察連携体制の構築

学校・警察連絡協議会を活用し、平時から警察との情報共有を行い、迅速な対応が可能な体制を整える。

- ・警察による防犯指導の実施

ネットいじめや暴力行為の危険性について、警察と連携し、生徒や保護者向けに防犯指導を実施する。

・**重大事態発生時の対応**

重大事態（生徒の生命・心身に深刻な影響がある場合）において、必要に応じて警察の捜査協力を得るとともに、保護者への説明・対応を徹底する。

・**再発防止のための協力**

いじめの背景に犯罪行為が絡む場合、警察と連携し、加害生徒に対する更生指導や家庭への支援を行う。

9. 重大事態への対処

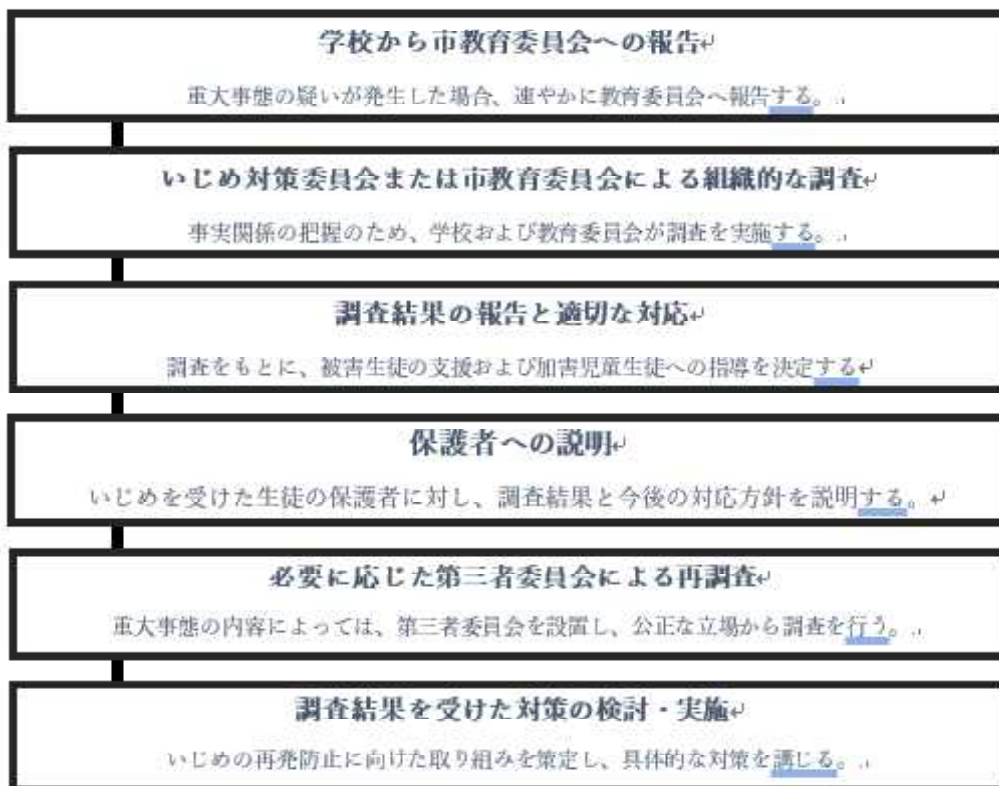
(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」第28条に基づき、以下のいずれかに該当する事態を指す。

1. いじめにより、生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
2. いじめにより、当該生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

※「相当の期間」とは、年間30日以上欠席を目安とするが、それに満たない場合でも連続欠席が続き、いじめが要因と考えられる場合は重大事態と判断する。

(2) 重大事態への対応の流れ（フローチャート図）



(3) 重大事態調査の実施体制

・調査主体の決定

重大事態が発生した際、学校の設置者（市教育委員会や管理機関）が調査主体を決定し、必要に応じて第三者委員会を設置する。

・公正かつ適正な調査の実施

事実関係を明らかにするため、中立的な立場から公平に調査を行い、関係者への丁寧な聞き取りを実施する。

・調査チームの編成

校内のいじめ対策委員会を中心に、スクールカウンセラー、心理専門家、法律の専門家などを加えた調査チームを編成する。

・被害生徒の保護と支援

調査期間中も、被害生徒の安全確保と精神的ケアを最優先に考え、適切な支援を提供する。

・関係機関との連携

児童相談所、福祉機関、警察などと連携し、必要に応じて情報提供や支援を受けながら調査を進める。

(4) 調査の方針と内容

・公正・中立な調査の実施

重大事態の調査は、関係者の意見を公平に聴取し、偏りのない事実確認を行う。

・被害生徒の安全確保

調査期間中も、被害生徒の心理的・身体的安全を最優先し、必要な支援を提供する。

・関係者への丁寧な聞き取り

被害者・加害者・目撃者の証言を詳細に記録し、いじめの背景や状況を明らかにする。

・客観的な証拠の収集

書面・デジタル記録・目撃証言など、多角的な情報を集め、根拠に基づいた判断を行う。

・プライバシーと人権への配慮

関係者のプライバシーを尊重し、不利益を被らないよう十分に配慮しながら調査を進める。

(5) 調査結果の報告と対応

・調査報告書の作成と提出

重大事態の調査終了後、事実関係や対応策、再発防止策をまとめた報告書を作成し、市教育委員会へ提出する。

- ・被害生徒・保護者への説明

調査結果を被害生徒やその保護者に丁寧に説明し、必要な支援や対応を伝える。

- ・加害生徒・保護者への説明

いじめの事実やその影響を説明し、加害生徒への指導方針や再発防止策を共有する。

- ・関係機関との情報共有

重大事態の内容に応じて、児童相談所、福祉機関、警察などの関係機関と情報を共有し、必要な支援を調整する。

- ・再発防止策の策定と実施

調査結果を基に、学校全体でいじめの再発防止策を検討し、具体的な取り組みを実施する。

(6) 市教育委員会との連携・協力

- ・重大事態発生時の迅速な報告

重大事態が発生した際には、速やかに学校の設置者（市教育委員会等）へ報告し、対応の指示を仰ぐ。

- ・市教育委員会との情報共有

いじめの実態や調査結果について、市教育委員会と緊密に連携し、適切な対応を協議する。

- ・専門的な助言と支援の活用

必要に応じて、市教育委員会から弁護士、スクールカウンセラー、心理専門家などの専門的支援を受ける。

- ・調査の公平性と透明性の確保

市教育委員会の指導のもと、公正かつ透明な調査を実施し、事実関係を明らかにする。

- ・再発防止策の策定と指導

調査結果を基に、市教育委員会と連携して具体的な再発防止策を策定し、学校全体で実施する。

10. 教職員の研修

(1) 研修の充実

○いじめ防止に関する基礎知識の習得
いじめの定義、影響、未然防止策、対応方法について、教職員が体系的に学ぶ。

・実践的なケーススタディ研修
過去のいじめ事例を分析し、適切な対応策を検討する演習を行うことで、現場対応力を高める。

・継続的なスキル向上のための研修
研修を定期的実施し、いじめ防止の最新情報や新たな対応策を学び、教職員の専門性を向上させる。

○重大事態への適切な対応訓練
重大事態発生時の初動対応、関係機関との連携、調査・報告の手順を理解し、迅速な対応ができるよう訓練を実施。

・関係機関との連携強化のための研修
県及び市の教育委員会、警察、スクールカウンセラー、児童相談所などの専門機関と協力し、連携体制の確立と実践的な対応スキルを習得する。

(2) 研修の目標

・いじめの未然防止・早期発見能力の向上

いじめの兆候を察知し、適切な対応ができるよう教職員の意識と観察力を高める。

・迅速かつ適切な対応力の強化

いじめが発生した際に、適切な初動対応と支援を行えるよう具体的な対応スキルを習得する。

・生徒への適切な指導と支援

いじめを受けた生徒の心理的ケアと、加害生徒への指導・更生支援を適切に実施できるよう学ぶ。

・関係機関との連携スキルの向上

市教育委員会、スクールカウンセラー、児童相談所、警察などと円滑に連携できる体制を確立する。

・継続的な研修による専門性の向上

いじめ問題に関する最新の情報や対応策を学び、実践的な知識を深めることで、教職員全体の対応力を強化する。

(3) 研修の内容

- **いじめの未然防止に関する指導法**
 - 生徒の行動観察、心のケアの重要性
 - 学級経営におけるいじめ予防のためのアプローチ
- **いじめの早期発見と対応**
 - いじめの兆候を見抜く方法
 - 生徒が相談しやすい関係づくり
 - いじめに関する報告・対応フローの理解
- **重大事態への対応**
 - 重大事態発生時の初動対応、報告義務
 - 事実関係の調査手法（生徒への聴取方法、記録の作成）
 - 被害生徒・保護者への対応方法
 - 加害生徒への指導・支援
- **関係機関との連携**
 - 市教育委員会、警察、児童相談所、医療機関との連携体制の確立
 - 重大事態発生時の適切な外部機関との協力体制
- **情報モラル教育の指導方法**
 - ネットいじめの危険性と予防策
 - SNSの適切な利用指導、トラブル対応

(4) OJT (On-the-Job Training) の推進

- **実践的な研修の実施**

教職員が日常の業務を通じて、いじめ防止や対応スキルを実践的に学べる環境を整える。
- **経験の共有と指導**

いじめ対応経験のある教職員が、新任や経験の浅い教職員に対し、具体的な事例を基に助言や指導を行う。
- **ロールプレイやケーススタディの活用**

実際のいじめ事案を想定したロールプレイやケーススタディを取り入れ、迅速で適切な対応ができる力を養う。
- **継続的なフィードバックと改善**

OJTを通じて得た知見をもとに、研修内容や学校のいじめ対応策を定期的に見直し、実践的な改善を図る。

(5) SOSの出し方に関する教育

・生徒が安心して相談できる環境づくり

いじめの被害を受けた生徒や目撃した生徒が、安心して相談できる雰囲気を整える。

・相談の重要性を理解させる指導

いじめを一人で抱え込まず、信頼できる大人や相談窓口に助けを求めることの大切さを指導する。

・多様な相談手段の周知

生徒が対面・電話・オンラインなど、自分に合った方法で相談できるよう、学校内外の相談窓口を周知する。

・教職員の対応力向上

生徒から相談を受けた際に、共感的に対応し、適切に支援できるよう研修を行う。

・家庭・地域との連携強化

保護者や地域社会と協力し、生徒がSOSを発しやすい環境を整え、相談をためらわない意識を育む。

11. 取組評価と見直し

(1) いじめの実態把握と対策の適切性の評価

・定期的な実態調査の実施

生徒へのアンケートや面談を行い、いじめの発生状況や未然防止策の効果を検証する。

・いじめ対策の効果分析

実施したいじめ防止策や早期対応策が適切に機能しているかを評価し、改善点を明確にする。

・関係者の意見を反映

生徒、保護者、教職員の意見を集約し、実効性のある改善策を検討する。

・外部専門家との協力

必要に応じて、カウンセラーや弁護士などの専門家の意見を取り入れ、客観的な評価を行う。

・評価結果を活用した改善策の実施

得られた評価をもとに、学校のいじめ防止基本方針や対応手順を見直し、実践的な改善を行う。

(2) 評価項目

・いじめの発生状況

いじめの件数、内容、対応の経過を分析し、発生傾向を把握する。

- ・いじめ防止策の実施状況

未然防止のための教育活動や啓発活動が計画通りに実施されているかを評価する。

- ・早期発見・対応の適切性

いじめの兆候を適切に察知し、迅速な対応が行われたかを検証する。

- ・被害生徒・加害生徒への支援状況

被害者のケアや加害者への指導が十分に行われたかを評価する。

- ・学校・家庭・関係機関との連携

いじめ対策のために、学校と家庭、警察、福祉機関などの関係者が適切に連携できたかを確認する。

- ・教職員研修の効果

いじめ対応能力向上のための研修が適切に実施され、その成果が現れているかを評価する。

- ・生徒の意識変化

いじめ防止に関する意識調査を実施し、生徒が主体的に取り組んでいるかを確認する。

- ・重大事態発生時の対応評価

重大事態が発生した場合、学校の対応が適切であったか、再発防止策が有効に機能しているかを検討する。

(3) 評価結果の活用と見直し

- ・評価結果の共有と分析

いじめ対策委員会や教職員会議で評価結果を報告し、課題を明確化して対応策を協議する。

- ・学校方針の見直し

評価結果をもとに、いじめ防止基本方針や対応マニュアルを定期的に見直し、改善策を反映する。

- ・教育活動への反映

いじめ防止に関する学習内容を見直し、道徳教育や人権教育を強化する。

- ・関係機関との連携強化

市教育委員会や専門機関と協議し、必要な支援策や新たな対策を検討する。

- ・定期的なフォローアップ

いじめ対策の取り組みが継続的に効果を発揮するよう、定期的に見直し、必要に応じて修正・改善を行う。

令和7年度 いじめ防止対策年間計画

時 期	○活動内容 ・ねらい	対 象	備 考
4月	○構成的グループエンカウンター ・他者理解 ○家庭確認 ・情報収集、いじめの実態把握 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○道徳教育の充実（年間） ○いじめ防止対策委員会	全生徒 全家庭 全生徒対象 全生徒 校内運営委員	○新入生歓迎会 (グループ インカウター)
5月	○生徒総会 ・生徒主体の活動の活性化 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全生徒 全生徒対象 校内運営委員	
6月	○体育祭 ・生徒会中心の活動を通じた望ましい集団づくり ○小・中連携あいさつ運動 ・小学生との心のふれあい ○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握 ○学校評議委員会 ・情報交換 ○いじめに関する研修会（SC活用） ・教職員の指導力向上 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全生徒 1年生 全生徒対象 全職員対象 全生徒対象 校内運営委員	○委員会発表
7月	○学校評価 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全保護者 全生徒対象 校内運営委員	○生徒会選挙
8月			
9月	○修学旅行 ・班別行動を通じた望ましい集団づくり ○人権メッセージ応募 ○いじめ防止対策委員会 ○いじめに関するアンケート・実態把握	3年生 全生徒 校内運営委員 全生徒対象	○委員会発表
10月	○幼稚園ボランティア ○黎明祭 ・学級活動を通じた望ましい集団づくり ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	3年生 全生徒 全生徒対象 校内運営委員	
11月	○小・中連携あいさつ運動 ・小学生との心のふれあい ○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全生徒対象 全生徒対象 校内運営委員	○発表 ○情報モラル教室 ○委員会発表
12月	○いじめフォーラム ○いじめ防止対策委員会 ○学校評価 ○いじめに関するアンケート・実態把握	全生徒対象 校内運営委員 全保護者 全生徒対象	○生徒会選挙
1月	○構成的グループエンカウンター ・集団づくり ○いじめ防止対策委員会 ○いじめに関するアンケート・実態把握	全生徒対象 校内運営委員 全生徒対象	○委員会発表
2月	○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握 ○ケータイ安全教室 ○学校評価のまとめ ○学校評議委員会 ・情報交換 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全生徒対象 保護者・生徒 市教委へ報告 全生徒対象 校内運営委員	○委員会発表 ○新入生説明会
3月	○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会 ・今年度の反省及び課題・年間計画の見直し	全生徒対象 校内運営委員	○球技大会 ○3年生を送る会

令和8年度 いじめ防止対策年間計画

時 期	○活動内容 ・ねらい	対 象	備 考
4月	○構成的グループエンカウンター ・他者理解 ○家庭確認 ・情報収集、いじめの実態把握 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○道徳教育の充実（年間） ○いじめ防止対策委員会	全生徒 全家庭 全生徒対象 全生徒 校内運営委員 全生徒	○新入生歓迎会 (グループ・エンカウンター)
5月	○生徒総会 ・生徒主体の活動の活性化 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全生徒対象 校内運営委員 全生徒	
6月	○体育祭 ・生徒会中心の活動を通じた望ましい集団づくり ○小・中連携あいさつ運動 ・小学生との心のふれあい ○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握 ○学校評議委員会 ・情報交換 ○いじめに関する研修会（SC活用） ・教職員の指導力向上 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全生徒 1年生 全生徒対象 全職員対象 全生徒対象 校内運営委員	○委員会発表
7月	○学校評価 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全保護者 全生徒対象 校内運営委員	○生徒会選挙
8月			
9月	○修学旅行 ・班別行動を通じた望ましい集団づくり ○人権メッセージ応募 ○いじめ防止対策委員会 ○いじめに関するアンケート・実態把握	3年生 全生徒 校内運営委員 全生徒対象	○委員会発表
10月	○幼稚園ボランティア ○黎明祭 ・学級活動を通じた望ましい集団づくり ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	3年生 全生徒 全生徒対象 校内運営委員	
11月	○小・中連携あいさつ運動 ・小学生との心のふれあい ○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	全生徒対象 全生徒対象 校内運営委員	○発表 ○情報モラル教室 ○委員会発表
12月	○いじめフォーラム ○いじめ防止対策委員会 ○学校評価 ○いじめに関するアンケート・実態把握	全生徒対象 校内運営委員 全保護者 全生徒対象	○生徒会選挙
1月	○構成的グループエンカウンター ・集団づくり ○いじめ防止対策委員会 ○いじめに関するアンケート・実態把握	全生徒対象 校内運営委員 全生徒対象	○委員会発表
2月	○教育相談 ・情報収集、いじめの実態把握 ○ケータイ安全教室 ○学校評価のまとめ ○学校評議委員会 ・情報交換 ○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会	保護者・生徒 市教委へ報告 全生徒対象 校内運営委員	○委員会発表 ○新入生説明会
3月	○いじめに関するアンケート・実態把握 ○いじめ防止対策委員会 ・今年度の反省及び課題・年間計画の見直し	全生徒対象 校内運営委員	○球技大会 ○3年生を送る会

第6章 いじめが背景に疑われる場合の措置

第1節 いじめの重大事態調査の目的

- いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）は、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。
- 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けて動き出さなければならない。なお、こうした疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、いじめ防止対策推進法第23条第2項や第24条に基づく調査を通じて確認を行うことが必要である。
- なお、「いじめにより自殺事案が生じた疑い」があると認めた場合において、本章第2節を参考にしつつ、重大事態のガイドラインに沿って調査を進めることが必要である。

第2節 背景調査といじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に係る調査の関係性

- 背景調査において、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」が認められる時点については、以下が考えられる。
 - ① 基本調査を実施する前
 - ② 基本調査の実施後
 - ③ 詳細調査開始後
 - ④ 詳細調査終了後
- ①の場合については、基本調査の前から、いじめの重大事態の調査に移行しなければならない。
- ②の場合については、基本調査の中で把握した事実に関して、いじめの重大事態の調査に係る調査組織へ共有した上で、いじめの重大事態の調査が必要である。
- ③の場合については、詳細調査を実施している調査組織において、重大事態のガイドライン第6章で示す内容が既に反映されている場合は、その時点で、詳細調査を実施している調査組織が、詳細調査において明らかになった事実等を引き継いだ上で、重大事態調査を行うことも考えられる。
- 他方で、詳細調査を実施している調査組織において、重大事態のガイドラインで示す内容が反映されていない場合は、重大事態調査を行う上で必要な専門家や第三者を調査組織に加えて、調査を実施することが必要である。
- ④の場合については、詳細調査を実施した調査組織が解散していなければ、③同様に、詳細調査を実施した調査組織が重大事態調査を行うことも考えられるが、解散している場

合については、重大事態のガイドライン第6章に沿って、新たに調査組織を設け、詳細調査の結果を踏まえつつ、調査を行う必要がある。

- いじめが背景に疑われる自殺事案の場合は、重大事態調査と同様、文部科学省及びこども家庭庁における、子供の自殺に係る実態の把握のため、児童生徒の氏名を除いた形で、重大事態調査報告書を文部科学省に共有すること（重大事態調査報告書を文部科学省からこども家庭庁に提供する）。また、加えて、文部科学省及びこども家庭庁（※）において、重大事態調査の結果を子供の自殺に係る要因分析・研究にも活用することについて、重大事態調査報告書等を示しつつ、重大事態調査実施後、遺族から同意を得ておくこと。
※要因分析・研究の実施をこども家庭庁が第三者への委託等により行う場合は、こども家庭庁から守秘義務を課した上で、当該第三者に共有する。

子供の自殺事案に関する調査報告書の作成と共有に関するガイドライン

大切なお子さんを亡くされた方へ

【基本調査について】

- ・「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針（令和7年12月改訂版）」において、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が、事案発生（認知）後、速やかに基本調査を実施することとしており、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理することとしております。
- ・なお、御希望があれば、詳細調査の一部であるアンケート調査・聴き取り調査を、詳細調査に先行して実施することも可能です。
- ・現在、〇〇学校において、基本調査を実施しておりますが、〇月〇日を目途に、〇〇様の御都合を踏まえた上で、御説明をさせていただく予定です。

【詳細調査について】

- ・詳細調査とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査です。
- ・詳細調査は、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す調査です。
- ・「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、「詳細調査に移行すべき事案の考え方」として、全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいとされ、これが難しい場合は、少なくとも
 - ア) 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合
 - イ) 遺族の要望がある場合
 - ウ) その他学校の設置者が必要と判断した場合に詳細調査に移行するとされておりますので、御要望がある場合は御連絡くださいますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

〇〇学校 教頭/副校長▲▲ TEL : 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇教育委員会〇〇課 TEL : 〇〇〇〇〇〇〇〇

(相談窓口一覧)

相談窓口	電話番号	受付時間等
〇〇ダイヤル		
〇〇の電話		
〇〇センター		

※災害共済給付制度について

災害共済給付制度は、学校（園）の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、医療費や見舞金を給付する制度です。詳しくは以下にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

（独）日本スポーツ振興センター

〇〇給付課 TEL : 〇〇〇〇

◆独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校の管理下の災害でお子様を亡くされた保護者の方へのお知らせ

<https://www.jpnsport.go.jp/enzen/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx#oshirase>



基本調査における様式

1. 学校に関する基本的事項

- 学校名
- 校長名
- 設置者 国立 公立 私立 その他
- 学校種 小学校 中学校 義務教育学校 中等教育学校
 高等学校 (全日制あり 定時制あり 通信制あり)
 特別支援学校 (小学部 中学部 高等部)

2. 事案に関する基本的事項

- 児童生徒名
- 学年 () 学年 ○年齢 () 歳 ○性別 男 女
- 児童生徒の在籍状況
 - 小学校 中学校
 - 義務教育学校 (前期課程 後期課程)
 - 中等教育学校 (前期課程 後期課程)
 - 高等学校 (全日制 定時制 通信制)
 - 特別支援学校 (小学部 中学部 高等部)
- 事案発生日時
 - 死亡確認日時 () 年 () 月 () 日 () 時ころ
 - 発見日時 () 年 () 月 () 日 () 時ころ
 - 学校が把握した日時 () 年 () 月 () 日 () 時ころ
- 事案発生時の状況
 - (事案が発生した場所)
 - 自宅 下宿・寮 学校 自宅・学校以外の建物
 - 海・湖・河川 乗物 駅構内・鉄道線路 路上
 - その他 () 不明
 - (手段別の状況)
 - 首つり 服毒 (医薬品等) 練炭等 刃物
 - 入水 (溺死含む) 飛び降り 飛び込み (走行中の電車、自

動車等への飛び込み) その他 () 不明

○事案の概要

発見時の状況や事案把握の端緒、経緯等を時系列に沿って記載

○児童生徒が死亡前に残した文書等の有無

なし 遺書 メール SNS の書込み ブログ

その他 () 不明

3. 児童生徒に関する事項

○成績 上位 10%以上 上位 10%~50%

上位 50%~上位 90% 下位 10%以下 分類不可

○成績の急激な低下 有 無 不明

具体的に、いつごろどのように下がったかを記載

○出席状況

(前年度)

出席 () 日 遅刻 () 日 早退 () 日 欠席 () 日

(直近 1 ヶ月) ※長期休業明けの場合は長期休業前の状況

欠席なし あり (1~4日 5~15日 16日以上)

遅刻なし あり (1~4日 5~15日 16日以上)

早退なし あり (1~4日 5~15日 16日以上)

上記の期間より前の期間を含めて、当該児童生徒の出席状況について
顕著な状況があれば記載

○学校 (担任や養護教諭、スクールカウンセラー等) への相談歴

有 無

(相談内容) ※該当するもの全てチェックすること

学業等に関する相談 入試に関する相談

進路 (入試以外) に関する相談 いじめに関する相談

友人に関する相談 教職員に関する相談

○通院・入院歴の有無 有 無 不明
時期、病名等把握していれば記載

○障害者手帳 有 無 不明
(障害の種類： 身体障害 知的障害 精神障害 不明)
時期、治療歴等把握していれば記載

○発達障害の診断 有 無 不明
時期、治療歴等把握していれば記載

○学習面や生活面、対人関係等において学校内で配慮していた事項があったか

有 無

具体的に記載

○就学援助の対象 有 無 不明
家計急変等の事情等把握していれば記載

○家族構成 父 母 兄 姉 弟 妹 祖父母
 その他 () 把握していない

保護者の職業や家庭環境等把握していれば記載

○自殺直前（直近2週間程度が目安）に本人が関係するトラブルや学校・部活動等のイベント、喪失体験等の大きな出来事があったか。

有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

○入学・転学・編入学など前籍校から引き継いだ顕著な事項はあったか
 有 無

具体的に記載

--

○その他特筆すべき事項 有 無

具体的に記載

--

4. 聴き取りにより把握した内容

(1) 全教職員からの聴き取りから把握した内容

○学習状況の変化や特徴 有 無 不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○教室や部活動での様子の変化 有 無 不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○服装、持ち物、提出物等の変化 有 無 不明
時期、内容等把握していれば記載

--

○友人、教職員との関係の変化
時期、内容等把握していれば記載

--

(2) 関係児童生徒からの聴き取りから把握した内容

○関係児童生徒から聴き取りを行ったか
 行った 行っていない

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

5. その他の方法により把握した情報

○学校生活アンケート調査（いじめの把握のためのアンケート調査を含む）等の状況

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

○その他の方法

具体的に記載（把握した方法が何かを含めて記載）

6. 今後の対応等

（1）学校の対応方針

具体的に記載（児童生徒・保護者・報道機関等への対応）

（2）遺族への対応方針

具体的に記載

7. 死亡した児童生徒に関して把握した事実（各項目ごとに回答）

※基本調査において学校で把握した事実についてチェックすること。また、チェック項目について、具体的に把握していることがあれば、それぞれ記載すること。

（学校問題に関する項目）※1つ以上チェックすること

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 学業不振に関する悩み | <input type="checkbox"/> 入試に関する悩み |
| <input type="checkbox"/> 進路に関する悩み（入試以外） | <input type="checkbox"/> いじめ（疑いを含む） |
| <input type="checkbox"/> 学友との関係での悩み（いじめ（疑いを含む）以外） | |

- 教職員との関係での悩み
- 教職員による体罰・不適切な指導等への悩み
- 学校生活における性別による偏見・差別に関する悩み
- その他 () 不明

【具体的な内容】

(健康問題に関する項目) ※1つ以上チェックすること

- 病気の悩み (身体疾患)
- 病気の悩み (精神疾患 (うつ病・統合失調症など))
- 身体障害の悩み
- その他 不明

【具体的な内容】

(家庭問題に関する項目) ※1つ以上チェックすること

- 親子関係での悩み
- その他の家族関係での悩み 介護・看病での悩み
- 家族の死亡 家族の将来に関する悩み
- 家族からのしつけ・叱責に関する悩み
- 家族・同居人からの虐待 (身体的・心理的・性的・ネグレクト)
(疑いを含む)
- その他 不明

【具体的な内容】

(その他) ※把握していることがあればチェックすること

- 就職失敗 職場関係での悩み (アルバイト等を含む) 失恋
- 交際相手からの暴力 ストーカー行為等 犯罪被害
- SNS・インターネット上のトラブル (いじめ (疑いを含む) 以外)
- 犯罪発覚等 (本人の非行行為等)
- 性的少数者であることの悩み 孤独感

後追い自殺

その他（

【具体的な内容】

--

詳細調査等に係る意向確認書

当該児童生徒に係る情報（学校の設置者又は学校が記入）

学 校 名		学 年	年
児童生徒氏名	さん		

上記の児童生徒に関する基本調査の結果を踏まえ、下記のとおり、詳細調査に関する意向等を確認させていただきます。

1 説明の有無

- 学校の設置者又は学校から基本調査の結果について説明を受けた。（ 年 月 日）
- 学校の設置者又は学校から詳細調査に関する学校・設置者の今後の方向性について説明を受けた。（ 年 月 日）

2 詳細調査実施に関する意向確認

- 詳細調査へ移行してほしい
- 詳細調査実施の有無に係る学校の設置者の判断に同意する
- 詳細調査へ移行してほしくない
- 現時点で回答することは難しい
- ※ 現段階での意向を記載ください。また、この時点での回答について後日変更を妨げるものではありません。回答を変更する場合は、改めて御連絡をお願いします。

なお、長期間経過後に詳細調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料の保存期間が経過して、不存在となっていること等もあり得ることから、調査の実施には調査は困難を伴うことが想定されることに御留意をお願いします。

3 その他要望

4 文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究への活用に関する同意

- 基本調査の結果（様式2）を文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究に活用することに同意する。
- 基本調査の結果（様式2）を文部科学省及びこども家庭庁が実施する子供の自殺に係る要因分析・研究に活用することに同意しない。

※文部科学省及びこども家庭庁において、基本調査の結果（様式2、ただし氏名を除く）を子供の自殺に係る要因分析・研究に活用します。また、要因分析・研究の実施をこども家庭庁が第三者への委託等により行う場合は、こども家庭庁から守秘義務を課した上で、当該第三者に共有します。

なお、同意は撤回することが可能ですので、撤回する場合は、改めて御連絡をお願いします。

年 月 日 氏名 _____

【参考】詳細調査の目的

詳細調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実関係の確認のみならず、遺族の事実に向き合いたいという希望に沿いつつ、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それにより、再発防止策を打ち立てることを目指すものである。

参考資料1 自殺が起こってしまったときの対応の原則（ポストベンション）

平成19年3月「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」子どもの自殺予防のための取組に向けて（第1次報告）より抜粋・補筆

- 一般に、病死や事故死に比べて、自殺は遺された人々に極めて複雑な死別反応を引き起こし、強烈な感情がおそってくる。
- 悲劇が起こってしまったときに最も注意を払わなければならないのは遺族そして他の子供たちである。
- 以下は、必ずしも専門的な対応というのではないが、自殺が生じたときに学校全体として対応するに当たっての原則であり、学校における事後対応のたたき台として参考にされたい。

- ①反応が把握できる人数で集まる
(大人数の集会ではなく、子供の個々の反応が捉えられる人数で)
- ②自殺について事実を中立的な立場で伝える
(非難したり美化したりせず、あくまで淡々と伝える)
- ③率直な感情を表現する機会を与える
(複雑な感情を抱いているのが自分だけでないと知るだけでも負担が軽くなる)
- ④他者の自殺を経験したときに起こり得る反応や症状を説明する
(→参考資料2-1)
- ⑤個別に話したいと思う人にはその機会を与える
(学校でカウンセリングの機会を設けたり、専門家のカウンセリングの利用方法を伝えるなど)
- ⑥自殺に特に影響を受ける可能性のある人に対して働きかける
(→参考資料2-1)

参考資料 2-1 遺された人々の心理や起こり得る症状について

子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月文部科学省）8ページより抜粋（一部編集）

1) 一般的な反応（心と体に起こること）

- 自殺に限らず、身近に衝撃的な出来事が起こったときには、子供の心と体に次のような反応がしばしば現れます。
 - ・自分を責める：「私があのとときに一言声をかけていれば防げたのでは」
 - ・他人を責める：「〇〇さんの態度が追いつめたに違いない。許せない」
 - ・死への恐怖感：「自分もいつか自殺してしまうのではないか」
 - ・集中できない。一人ぼっちで過ごす。話をしなくなる。気持ちが落ちこむ。
 - ・一人でいることを怖がる。子供っぽくなる。
 - ・まるで何もなかったかのように元気に振る舞う。反抗的な態度をとる。
 - ・食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛や下痢、便秘、身体のだるさ

2) 配慮が必要な子供

- 1)で解説した反応や変化を示す子供とともに、以下のような状況にある子供についても情報を集め、配慮が必要な子供をリストアップしてください。
 - a. 現場を目撃した人（トラウマ）
 - 現場を目撃した人、特に遺体に直接対応した人は、その時見た映像や、湧き起こった強い感情などが、その後も突然よみがえり、あたかもその場にいるような体験が繰り返されてしまうフラッシュバックに悩まされることがありますので、該当者を把握しましょう。
 - b. 自殺した子供と関係の深い人（喪失と関係性）
 - 親友、同じ部活動の部員などの関係を把握します。「自分のせいではないか」、「あるときこうしていたら防げたのでは」などと自責感を持ちやすいからです。担任教師もその一人です。
 - 特に直前に接触した人は「あの時私がああ言ったからではないか」と考える傾向があります。子供同士のトラブルがなかったかどうかにも注意を向けてください。
 - c. 元々リスクのある人（以前からの課題）
 - これまでに自殺未遂に及んだり、自殺をほのめかしたりしたことのある子供には細心の注意を向ける必要があります。
 - その他、元々精神保健上の理由からケアを必要としている子供については、潜在的なリスクがあると考えて、特に配慮する必要があります。
 - d. ストレスにさらされている人（現実のストレス）
 - ※これはどちらかというと教職員になりますが、終日の対応で強いストレスにさらされます。

知っている人の自殺を経験した人へ

強い絆のあった人が亡くなるという体験は、遺された人に様々な問題を引き起こしかねません。病死や事故死よりも、自殺はさらに大きな影響を及ぼします。

このような体験をした人の中には以下に挙げるような症状が出てくることがあります。時間とともに徐々に和らいでいくものから、永年にわたってこころの傷になりかねないものまで様々です。時には、うつ病、不安障害、PTSD (心的外傷後ストレス障害) を発病して、専門の治療が必要になることさえあります。次のような症状に気づいたら、けっして一人で悩まずに〇〇〇 (電話×××) に連絡して、相談に来てください。周囲の人に同じような症状に気づいたら、相談に行くように助言してください。

- ・眠れない
- ・いったん寝付いても、すぐに目が覚める
- ・恐ろしい夢を見る
- ・自殺した人のことをしばしば思い出す
- ・知人の自殺の場面が目の前に現れる気がする
- ・自殺が起きたことに対して自分を責める
- ・死にとらわれる
- ・自分も自殺するのではないかと不安でたまらない
- ・ひどくビクビクする
- ・周囲にベールがかかったように感じる
- ・やる気がおきない
- ・仕事に身が入らない
- ・注意が集中できない
- ・些細 (ささい) なことが気になる
- ・わずかなことも決められない
- ・誰にも会いたくない
- ・興味がわからない
- ・不安でたまらない
- ・一人でいるのが怖い
- ・心臓がドキドキする
- ・息苦しい
- ・漠然とした身体の不調が続く
- ・落ち着かない
- ・悲しくてたまらない
- ・涙があふれる
- ・感情が不安定になる
- ・激しい怒りにかられる

参考資料3 アンケート調査や聴き取り調査実施にあたる保護者への説明様式（例）

保護者の方へ ～必ずお読みください～

〇〇月〇〇日、本校〇年生の〇〇〇〇さんが自ら命を絶つという悲しい出来事が起こりました。かけがえのない命が失われてしまったことは痛恨の極みであり、教職員一同、大変厳しく受け止めております。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

かけがえのない友人を失い、生徒（児童）の心にも様々な影響が生じてきています。各家庭においても、お子様の様子を把握いただき、ショックや自責感が強いなど、気になる反応を示している場合には、どうぞ学校までお知らせください。別紙（注：本指針における参考資料2-2）に、命に関わる出来事によって、子供たちの心と身体にはどのような変化が起こるのか、そして、親としてどのように接すればよいのかなどをまとめていますのでご参照ください。

また、スクールカウンセラーへの相談やカウンセリングも可能ですので、ご相談ください。

ご遺族はもちろんのこと、学校としても、なぜこのような事態になったのか、事実に向き合いたいと考えています。一般的に、子供が亡くなる前には、何らかのSOSを発していることがあり得ることから、ご遺族のご要望も踏まえ、学校としては、保護者の皆様のご理解を得て、〇〇さんと一緒に生活をしていた生徒（児童）の皆さんから、何か知っていることがあるかどうかを聴き、今回の出来事について調査をしたいと考えています。

具体的には、生徒（児童）の皆さんへのアンケート調査と、必要に応じて、聴き取り調査の実施を考えています。

①生徒（児童）の皆さんへのアンケート調査の実施について

同封した様式で生徒（児童）の皆さんへのアンケート調査への協力をお願いします。

協力いただいたアンケート内容については、後述する調査組織において分析します。また、回答者や記載された内容のうち個人が特定できる情報、筆跡などがわからないよう処理したうえで、ご遺族へも提供することを念頭に置いています。

調査に協力いただける場合は、同封のアンケート内容に沿って、家庭でお子様とともに記載いただき、同封の封筒に入れ、〇月〇日までに、学校に持参させてください。

協力が難しい場合は、白紙で提出してください。

②生徒（児童）の皆さんへの聴き取り調査の実施について

アンケート調査の後、必要に応じて生徒（児童）の皆さんへの聴き取り調査を実施する予定です。

聴き取り調査は、〇月〇日から〇〇程度の期間、放課後、本校において個別に実施いたします。調査に当たっては、生徒（児童）の精神状態やプライバシーにも十分配慮しつつ、心のケアの専門家の協力も得ながら慎重に行ってまいります。また、聴き取り調査を行う生徒（児童）のご家庭には、あらかじめお知らせいたしますので、協力が難しい場合は、学級担任あるいは教頭へ、その旨をご連絡ください。

アンケートや聴き取り調査の結果については、専門家による調査組織で分析が行われます。

この調査組織は専門的な立場から自殺に至った動機や背景等について調査・分析を行い、このような事態に至った背景等を可能な限り明らかにすることにより、今後の生徒(児童)の自殺予防に資することを目的に、本市(区町村)教育委員会に設置しているものです。

自殺は一般に、様々な要因が複雑に関係し合っており起こると言われています。こうした生徒(児童)への調査により集められる情報には、事実が大半ですが、中にはうわさや臆測、事実とは異なる情報が含まれている可能性もあります。また、そうした情報が自殺の動機にどのように結びつくのかは、全体の調査の中で総合的に分析し、判断する必要があります。このため、専門家による詳細調査が必要となります。

専門家とは、弁護士や医師、学識経験者など各職能団体から推薦を受けた方々であり守秘義務が課されています。

調査組織において中立的な立場から、収集されたすべての情報を総合的に分析いただき、最終的に報告書としてまとめることとしておりますが、調査結果をどこまで公表するかについても、本市教育委員会及び調査組織において慎重に判断し、それに応じてご遺族にお知らせするとともに、保護者の方々にもご遺族の了解のもとでご報告いたします。

今後、〇〇さんが自殺に至った背景等をできるだけ明らかにするとともに、二度とこうした悲しい出来事が起こることがないように、未然防止対策についても専門家の提言をいただき取り組んでまいりますので、背景調査にご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

※参考資料 2-2 を参考として、スクールカウンセラーの体制など必要な情報を追記して、本紙とともに配付してください。

参考資料4 アンケート調査様式（例）

去る〇月〇日に亡くなられた〇年生の〇〇さんのことで、みなさんの知っていることを教えてもらうために、アンケート調査を実施します。

この調査の目的は、二度とこのような悲しい出来事が起きないようにするために、今後、学校として何をどのようにしていくことが必要なのか、考える手がかりを得ることです。

また、このアンケートは、〇〇さんが亡くなる前にどんな学校生活を送っていたのかを知りたいというご家族の願いに応えるためのものでもあります。このため、みなさんに協力していただいたアンケートは、〇〇さんのご家族が希望すれば、お見せする可能性があります。

ただし、名前の部分は伏せて、誰が回答したことなのか、わからないようにしますので、安心して回答してください。回答したくない内容には、白紙で回答しても問題ありません。

もし、このアンケートでうまく書けなかったことや、伝えられなかったことがあったときには、いつでも、どの先生でもいいので、お話しにきてください。

ご協力をお願いします。

問1 あなたは、〇〇さんについて何か知っていることがありますか。

(1) あなたが自分で見たり、〇〇さんから直接聞いたりしたこと：

(いつ頃に 見た／〇〇さんから聞いた 見聞きした内容)

(2) 友だちから聞いたこと：

① 亡くなる前に聞いたこと

〇〇さんのことについて、〇〇さんが亡くなる前に友だちから聞いたことがある場合、いつ頃、どんなことを聞きましたか。

② 亡くなった後に聞いたこと

〇〇さんのことについて、〇〇さんが亡くなった後に何か聞いたことがある場合、いつ頃、どんなことを聞きましたか。

問2 あなた自身について何か伝えておきたいことや相談したいことがありますか。

ご協力ありがとうございました。今後も何か思い出したり、書き足りなかったことがあったら、どの先生でもいいですので、知らせてください。

年 組 名前 ()

アンケートの回答は、封をしてから、担任の先生に提出してください。

参考資料5 情報の整理イメージ (例)

	学校生活に関すること	個人に関すること (個人の特性や病気など)	家庭に関すること
直接見聞きした情報	○月○日 ・ Aさんが○○の授業中、Bさんに「・・・」という言葉かけたとき、Bさんは「・・・」と言った	○月○日 ・ Aさんは帰り道、Dさんに対して、「昨日、・・・」と言っていた	
亡くなる前の伝聞情報	・ Aさんが○○で○○されていた		
亡くなった後の伝聞情報			

【時系列まとめ】

<事実確認ができたこと>

○年○月○日

○ Aさんが○○の授業中、Bさんに「・・・」という言葉かけたとき、Bさんは「・・・」と言った

○ Aさんは帰り道、Dさんに対して、「昨日、・・・」と言っていた

○年○月○日

○

<事実確認ができなかったこと>

○ Aさんが○○で○○されていた

○